

さくら市小規模工事等契約希望者登録要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する小規模な建設工事及び建設工事に係る修繕（以下「小規模工事等」という。）について、市内業者の受注機会の拡大を図るため、契約を希望するもの（以下「契約希望者」という。）の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 小規模工事等の対象となる契約は、その内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるものであって、当該契約金額が130万円未満のものとする。

(登録できる者)

第3条 契約希望者として登録することができる者は、市内に主たる事業所又は住所を有する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ていない者
- (2) さくら市建設工事請負業者選定要綱に基づく入札参加資格者名簿に登録されている者
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許を有しない者
- (4) 市税を完納していない者

(登録申請の方法等)

第4条 登録を希望する者は、小規模工事等契約希望者登録申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 納税証明書
- (2) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 登録申請の受付期間は、当該登録の有効期間の開始日の属する年において、市長が別に定める。

3 登録の有効期間は、3年間とし、以後3年ごとに申請に基づき登録するものとする。

(登録名簿への登載)

第5条 市長は、前条の規定により登録の申請があったときは、申請書類に基づき申請内容を確認し、小規模工事等契約希望者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登載するものとする。

(登録事項の変更等)

第6条 登録名簿に登載された者は、登録事項に変更があったときは、小規模工事等契約希望者登録事項変更届（様式第2号）又は事業を中止し、或いは廃止したときは小規模工事等契約希望者中止・廃止届（様式第3号）を速やかに町長に提出しなければならない。

(登録者の取扱い)

第7条 市は、小規模工事等に該当する契約に係る業者の選定に際しては、登録名簿に登載された者に対し、積極的に見積り参加の機会を与えるよう努めるものとする。ただし、第3条第2号に規定する入札参加資格者名簿に登載された者のうちから業者を選定することを妨げないものとする。

(補則)

第8条 この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。